



2024年度「子ども第三の居場所」

実施・募集要項

包括ケアモデル

送迎用車両事業



設置意思確認書提出期間:2023年10月31日(火)必着

公益財団法人 B&G 財団

もくじ

目次

1. ご案内	2
◆包括ケアモデル	2
2. 対象となる団体と事業実施体制	
(1) 対象となる団体	2
(2) 事業実施体制	2
3. 対象となる事業	3
4. 対象となる事業期間	3
5. 募集する居場所数	3
6. 申請期間(設置意思確認書提出期間)	3
7. 事業の要件について	3
8. 助成金概要と募集形態	3
(1) 助成金概要	3
(2) 募集形態	4
9. 助成金の詳細	5
(1) 開設費助成金	5
(2) 運営費助成金	6
10. 申請および助成金交付等の手順	8
◆送迎用車両事業	11
◆本事業に関する Q&A	13
(様式1) 2024年度「子ども第三の居場所」設置意思 確認書	16
記入例:(様式1) 2024年度「子ども第三の居場所」 設置意思確認書	17
(車両様式1) 送迎車両助成申請書	18
記入例:(車両様式1) 送迎車両助成申請書	20

1. ご案内

すべての子どもたちが、未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することは、大人世代の責任です。

しかし現実には、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で、安心して過ごせる居場所がなく、孤立化してしまう子どもも少なくありません。

B&G 財団では、日本財団と連携し、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「子ども第三の居場所」を全国に拡げます。

ここをハブとして、行政、NPO、住民、企業、研究者と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる社会」を目指します。

B&G 財団では、2018年度から本事業に着手し、これまで42自治体46カ所(2023年10月現在)に「子ども第三の居場所」の設置、運営を支援してまいりました。このノウハウと海洋センターのプログラム等を活用し、さらなる拡大を図ってまいります。

本事業では、2024年4月1日から実施される「子ども第三の居場所」包括ケアモデルの開設事業・運営事業、車両事業を募集します。子どもたちが安心・安全に過ごし、将来の自立に向けた「生き抜く力」を育みながら、地域とつながる場所づくりのために、ぜひ、設置に向けご検討していただきますようお願いいたします。

◆包括ケアモデル

2. 対象となる団体と事業実施体制

(1) 対象となる団体

市町村および特別区

※海洋センター所在自治体は、2022年度海洋センター評価がA以上の自治体が対象

※すでに「子ども第三の居場所」設置自治体も対象(2カ所目以降の設置も可能です)

(2) 事業実施体制

実施体制	申請団体	4年目以降の運営主体
自治体直営	自治体	自治体主体(直営・運営委託・補助事業)
外部団体への運営委託	自治体	自治体主体(直営・運営委託・補助事業)
外部団体への補助事業	自治体	自治体主体(直営・運営委託・補助事業)

※外部団体への運営委託及び補助事業として展開する場合、株式会社、営利型の一般財団法人および一般社団法人は対象外となります。

※補助事業として実施する場合、業者の選定や契約などの実施にあたっては、自治体が運営団体向けに発信する「補助金交付要綱」の中に、「自治体の規定に従って諸手続きを行うこと」などを明記し、適切に手続きを行うようにしてください。(助成申請書提出時に、補助金交付要綱を財団にご提出いただきます。)

3. 対象となる事業

(1) 「子ども第三の居場所」開設事業

居場所施設の建築（新築、改築、増築）および居場所施設に設置する家電・家具・什器の購入など

(2) 「子ども第三の居場所」運営事業

居場所の運営

4. 対象となる事業期間

2024年4月1日～2025年3月31日

5. 募集する居場所数

25カ所程度

6. 設置意思確認書提出期間

2023年10月31日(火) 必着

※募集数に達した際は、募集を締め切る場合もあります。

※提出前および上記期限に間に合わない場合は B&G 財団子ども支援課 子ども第三の居場所担当者までご連絡ください。

7. 事業の要件について

(1) 教育委員会、福祉部局、子供家庭部局、学校などに点在している子どもに関する情報を共有するため、関係機関の連携体制を構築すること。（事業を推進する運営委員会の設置など）

(2) 関係機関が連携し、様々な困難に直面する子どもの支援につなげるため、アウトリーチを行うとともに、課題に応じて専門機関につなげること。

(3) 「生き抜く力」を育むために、食事や歯磨きなどの基本的な生活習慣や、自己肯定感/人や社会と関わる力などの非認知能力を高めるプログラム、また発達段階に応じた学習支援等を実施すること。

(4) 食事提供は原則必須とします。施設には必ずキッチンを設置し、夕食の提供ができる状態にしておく必要があります。但し、利用者からの要望等によってはその限りではありませんので、担当までご相談ください。

(5) 子ども支援だけでなく、保護者にも寄り添い、子どもへの対応方法等の相談体制を構築すること。

(6) 助成終了後は各自治体、運営団体における予算や、各種補助金、寄付などを活用して居場所の運営を継続すること。また、継続運営等に関して、自治体と B&G 財団による 2 者協定書を取り交わすこと。

8. 助成金概要と募集形態

(1) 助成金概要

本募集では施設整備にかかる開設事業と 1 年目の運営事業を募集します。

前年度の運営実績等をふまえ最長3年間の運営助成を行い、4年目以降は自治体主体（自治体直営・運営団体への委託・補助事業）として継続運営をしていただきます。

なお、2025年1月から3月までに運営が開始する場合に限り、4年度目の年度末（3月末日）までを最長助成期間とすることができます。（例：2025年2月1日に運営を開始した場合、最長2028年3月末までの運営費を助成）

※運営開始とは子どもの受入を開始した日となります。

(2) 募集形態

「包括ケアモデル」を募集します。「包括ケアモデル」は、週3～5日以上開所し、課題を抱える子どもに、個別の支援計画を立てて、手厚いスタッフ体制のもと、学習支援や基本的な生活習慣を身につけるための生活支援、豊かな体験機会の提供、保護者への支援等を行うモデルです。

実施内容及び助成内容は以下の通りです。

	包括ケアモデル
実施頻度	週3～5日以上（週 15～25時間以上の運営）。運営終了時刻は、原則として19時以降。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・経済状況や家庭環境に課題を抱える子ども ・発達に特性がある子ども ・学校に馴染めない子ども ・学習上のつまずきや困難を抱える子ども など ※主に小学校低学年を対象とするが、地域のニーズ等を踏まえて小学校高学年以上の受け入れも可
施設面積・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所の最低延床面積は 90 m²とする。建物の賃料は原則助成対象外であるため、自治体が所有している土地、建物など無償で利用できる場所を優先に事業実施を検討すること。 ・手厚い生活支援（食事提供や入浴支援）を行うための設備（キッチンやお風呂）を設けていること。
人数 ※利用児童登録制	登録児童数 20 名以上 ※一日あたりの利用児童数 10 名以上
スタッフ	①マネージャー（フルタイム）：1名以上 ②その他スタッフ：2名以上 <u>計 3 名以上</u> ※スタッフは、教育（学校や塾等）や保育（保育園等）、療育障害児支援（放課後等デイサービス）、児童福祉施設（児童養護施設等）の現場経験者が2名以上いることが望ましい。
運営費助成	1 週間の運営頻度に応じて下記の通りとする。 ○週3日（週 15 時間以上運営）の場合 月額 80万円以下 ○週4日（週20時間以上運営）の場合 月額100万円以下 ○週5日（週25時間以上運営）以上の場合 月額120万円以下
開設費助成	5,000 万円以下

マネージャーの役割:

日々、子どもやスタッフに接し居場所を運営するとともに、関係機関との連携や対象者へのアウトリーチほか、スタッフ教育やチームビルディングなど、居場所運営の現場責任者。

◆「包括ケアモデル」の一例

◆「包括ケアモデル」の一例

- 対象児童 小学校低学年の子ども(計20名程度)
- 営業時間 月曜～金曜、放課後～20:00 (帰宅は保護者による送迎)
- 設備仕様 リビング、学習・読書スペース、キッチン 風呂場、相談室
- スタッフ 3～5名(職員・ボランティア)
- プログラム 居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供
- 利用料金 応能負担、ひとり親世帯や生活困窮世帯は基準に該当すれば無償

とある拠点での1日

14:00 宿題/個別学習
15:00 おやつ
16:00 外遊び or 体験活動
17:00 わくわく読書タイム
18:00 夕食
19:00 自由時間
20:00 お迎え、保護者とお話し

毎日の宿題だけでなく、一人ひとりに合わせてニガテも無くします。

読書や読み聞かせに加えて、ゲーム形式でみんなで同じ本を読むなどの体験活動も行います。

バランスの良い夕食を毎日提供します。調理や片づけをお手伝いし、皆で食卓を囲みます。

9. 助成金の詳細

(1) 開設費助成

「子ども第三の居場所」事業を実施するための建築(新築、改築、増築)費用、および居場所に設置する家電・什器に係る費用。

① 助成金額および助成率

- ・5,000 万円以下
- ・助成率 100%以内
- ・助成パターン

	準備期間	1年目	2年目	3年間
A パターン	開設費助成	運営費助成		
B パターン		運営費助成・開設費助成		

※助成金額をこえる場合は自治体が負担することが可能です。

※原則として事業費総額 500 万円以上の事業を対象とします。改修、修繕、備品などの購入にかかる費用が 500 万円未満の場合は、運営事業として申請してください。(月額運営助成金とは別に予算計上してください)

※基本は「A パターン」での申請となります。「B パターン」は、主に改築や増築を行う場合に運営を先に開始し、運営中の状況から利用児童やスタッフが気持ちよく過ごせる間取

りや導線などを改修内容に反映させた上で、開設費を申請したい際に選択できます。但し、改修等の期間中でも改修後と同等の運営をすることが必須条件となります（改修中は場所を変えて運営することも可能です）。

また、開設費助成の申請は1回に限ります。利用児童に最適な空間を早く提供するために、一年目での開設事業の実施を推奨しています。複数回の申請はできません。

※運営団体への補助事業として、運営団体が主体で施設の建設等を行う場合、固定資産税は助成対象外となります

②対象となる経費

- ・建築（新築・改築・増築）に係る直接工事費（外構工事含む）、共通仮設費、現場管理費、設計監理費など
- ・居場所に設置する家電・什器などの購入費

※基本設計について、助成契約締結以前の基本設計費も対象となります。ただし、助成契約締結日から遡って7ヵ月以内に契約したものに限り。なお、助成契約締結に至らない（辞退や不採択等）場合は、自治体負担となります。

※実施設計について、助成契約締結以前の実施設計費も対象となります。ただし、内示後から助成契約締結日までに契約したものに限り。なお、助成契約締結に至らない（辞退や不採択等）場合は、自治体負担となります。

※既存の公共施設の有効活用をふまえ、既存施設の改修を推奨します。

※助成金申請書提出時に財団が確認し、不要と判断したもの（オーバースペック、事業との整合性が取れていないものなど）は、上記の経費も対象外となります。

※既存の放課後児童クラブや学習支援事業等と併設する場合、費用を按分することがあります。

③対象外となる経費

- ・土地・建物の購入費
- ・土地・建物の賃料
- ・整地に係る費用（地盤調査費も対象外となります）
- ・施設の耐震診断に係る費用
- ・旧施設撤去費
- ・建築工事に係る事務など開設事業で発生する自治体職員等の人件費
- ・その他 B&G 財団が対象外と判断した費用

(2) 運営費助成

事業を運営するための人件費や事業費

①助成金額および助成率

月間運営費の助成額は1週間の運営日数に応じて下記の通りとする。

○週3日の場合 月額80万円以下

○週4日の場合 月額100万円以下

○週5日以上の場合 月額120万円以下

・助成率 100%以内

※助成金額をこえる場合は自治体が負担することが可能です。

②対象となる経費

・スタッフ、アルバイト等の人件費（法定福利費含む）

・給食費、水道光熱費、消耗品費、燃料費、諸謝金、通信運搬費、印刷製本費など居場所運営に係る経費

※車両運転手の人件費について、助成終了後、自治体が継続して負担できる場合に限り助成対象となります。

※助成金申請書提出時に財団が確認し、不要と判断したもの（オーバースペック、事業との整合性が取れていないものなど）は、上記の経費も対象外となります。

※他の補助金等を活用して運営する放課後児童クラブや学習支援事業等と併設する場合、既存事業の経費は対象外です。別事業として費用を按分し、申請してください。（按分する際は、根拠資料を併せてご提出ください）

※運営の準備（子ども集め、関係機関との調整、プログラム企画、スタッフ研修等）に係る費用は最大2ヵ月分まで運営費として申請可能です。申請する場合は、運営費助成申請時に提出する「運営計画書」に準備内容を具体的に記載してください。

（運営開始日は子どもの受入が可能となる日を指します。運営準備の開始が運営の開始日と同じでないことをご留意ください。）

③対象外となる経費

・居場所に設置する500万円以上の家電・什器購入費（原則として開設費助成金の対象となります）

・土地・建物の賃料（ただし、改修時等一時的に発生する場合を除く）

・使途が曖昧な費用

・按分根拠が具体的でない一般管理費など

・その他 B&G 財団が対象外と判断した費用

10. 注意事項

(1) 虚偽の申請など、助成金を交付することが不相当と認める時は、決定を取り消すことがあります。

(2) 登録児童数は20名以上、一日の利用人数は10名以上です。要件に満たない場合は、その達成度合いに応じて減額することがあります。

11. 申請および助成金交付等の手順(予定)

※交付手順・審査については変更となる場合があります。

(1) 助成パターン毎の事業実施イメージ

Aパターン: 施設の新設や既存施設改修を行ってから運営を開始する場合

Bパターン: 運営を開始しながら施設の改修等をする場合

Aパターン		Bパターン	
開設費	運営費	開設費	運営費
① 事業説明会		① 事業説明会	
② 設置意思確認書		② 設置意思確認書	
③ 現地調査		③ 現地調査	
④ 一次審査		④ 一次審査	
⑤ 開設費助成申請書提出			⑤ 運営費助成申請書提出
⑥ 内示通知 (1ヶ月程度)			⑥ 運営費決定通知 助成契約締結
⑦ 基本設計提出		⑦ 助成決定書授与式・協定書調印式	
⑧ 実施設計提出			⑧ 運営助成金の支払 1回目(半額)
⑨ 開設費決定通知 助成契約締結		⑨ 開設費助成申請書提出	
⑩ 助成決定書授与式		⑩ 運営開始	
⑪ 開設助成金の支払 1回目(半額)		⑪ 内示通知	
⑫ 工事入札・着工		⑫ 基本設計提出	
工事完了	⑬ 運営費助成申請書提出	⑬ 実施設計提出	
⑭ 開設助成金支払 2回目(半額)	⑮ 運営費決定通知 運営契約締結	⑭ 開設費決定通知 助成契約締結	
⑯ 協定書調印式・内覧会		⑮ 開設助成金支払 1回目(半額)	
		⑯ 入札・着工	
	⑰ 運営助成金支払 1回目(半額)	工事完了	⑰ 運営助成金の支払 2回目(半額)
⑱ 運営開始		⑱ 開設助成金支払 2回目(半額)	※運営助成金は原則開設月と開設8ヵ月後の2回に分けて支払います。(4月開設の場合は、4月と11月)
	⑲ 運営助成金支払い 2回目(半額)	⑲ オープニングセレモニーの実施	

※Bパターンでは、開設費助成申請書提出時期等は自治体の状況により前後します。

(2) 審査について

	項目	内容	期間
1	設置意思確認書	・事業スケジュール、運営方法、設置場所、対象児童の母数などを確認。	締切 ~2023年10月31日 ※募集数に達した場合は募集を締め切る場合もありますので、提出前に子ども支援課にご連絡ください。
2	現地調査	・設置場所の確認(小学校からのアクセス、周辺環境など) ・関係機関の連携、課題を抱える子どもの実態等に関するヒアリング ・事業の方針や継続性について首長面談	※現地調査の前にオンラインでのヒアリングを行う場合があります。
3	一次審査	現地調査等(立地・拠点整備・運営体制・子ども集め・継続性等)に基づく審査	現地調査後、1か月程度で通知します。
4	内示通知	提出書類に基づき、開設内容、事業スケジュール、事業計画、空間設計【間取り(ゾーニング)、導線、設備等※】の適切さなどを審査。 ※具体的には、相談室や個室スペース、キッチン、お風呂など必要な設備があるか、自由に動き回れるスペースがあるか、子どもの居場所に適した備品であるかなど。	開設費助成交付申請書提出後、1か月程度で通知します。 ※2024年度申請自治体は、2025年3月までに内示通知まで進む必要があります。
5	決定通知	基本設計、実施設計が上記4で承認した施設図面に基づいたものであり、子どもの居場所に適したものであるかなどを審査。	実施設計提出後、1か月程度で通知します。

(3) 申請書類について

①開設費助成

	項目	内容
1	開設費助成申請書の提出	<p>【提出書類】</p> <p>①開設費助成交付申請書 ②開設計画書 ③開設費収支予算書 ④ 工事見積書(建設担当部署の工事費概算または業者の見積書) ⑤ 施設図面・現況写真等 (予算等の都合により基本設計図書(配置図・平面図・立面図)の提出が出来ない場合、建設担当部署等が作成した施設図面も可。担当者にご相談ください) ⑥ 開設後の運営計画 ⑦ 補助金交付要綱(補助事業で運営をする場合)</p> <p>※平面図や見積書等の作成にあたり、建築士等に委託する場合、基本設計費用として、助成契約締結日から遡って7ヵ月以内に契約したものは助成対象。ただし、助成契約締結に至らない(辞退や不採択等)場合は、自治体負担となります。</p>

2	基本設計提出	基本設計図書の提出(配置図・平面図・立面図) ※I⑤で未提出の場合。
3	実施設計提出	【提出書類】 ①実施設計図書 ※実施設計費用は、内示後から助成契約締結日までに契約したものは助成対象。
4	入札・着工	【提出書類】※指定様式無し ①入札前 ・設計会社との委託契約書 ・入札日時・方法等 ・建築確認済証 ②工事契約前 ・工事入札状況一覧 ・予定価格調書 ③工事契約後 ・工事請負契約書 ・工事費内訳明細書 ・工事着工届 ④工事中 ・工事進捗状況確認資料
5	工事完了	【提出書類】 ①開設費助成完了報告書 ②収支計算書 ③工事完了写真(改修箇所、助成表示板掲示場所等) ④購入備品写真(助成シール添付) ⑤その他工事に関する証憑書類 ・工事完了届 ・設計監理者検査証 ・検査済証 ・建物引渡証 ・請求書(業者から) ・領収書または支出命令票

②運営費助成

	項目	内容
1	運営費助成申請書の提出	【提出書類】 ①運営費助成交付申請書 ②運営計画書 ③運営費収支予算書 ④マネージャー略歴書 ⑤確約書(マネージャーが決定していない場合) ⑥補助金交付要綱(補助事業で運営をする場合。開設で提出済みの場合は不要) ⑦工事計画書(Bパターンのみ)
2	運営費完了報告書年度末	【提出書類】 ①事業完了報告書

	②運営費収支計算書 ③備品購入写真(助成シール添付) ④活動報告書 ⑤証憑書類
--	--

(4) 各種式典について

	項目	内容	主催
1	助成決定書授与式	開設費もしくは運営費の助成契約後、B&G 財団役員から市区町村長へ助成決定書を授与する式典を自治体にて実施。	B&G 財団
2	協定書調印式	事業実施にあたり取り交わす協定書の調印式を運営開始前に自治体にて実施。	B&G 財団
3	内覧会	A パターンの場合、協定書調印式実施後、関係者へ完成した施設の内覧会を実施。	自治体
4	オープニングセレモニー	B パターンの場合、工事完了後、完成した施設において、施設のお披露目や関係者招いての活動報告等を行うオープニングセレモニーを実施。	自治体

◆送迎用車両事業

B&G財団が管轄する「子ども第三の居場所」拠点を利用する児童を送迎するための車両購入費の助成を以下のとおり行います。

1. 対象となる団体

- ・開設済みまたは2025年4月までに開設を予定する自治体。

2. 対象となる事業期間

2024年4月1日～2025年3月31日

3. 事業の要件について

- (1) 利用児童の日常の送迎が主な使用目的であること。
- (2) 3年間の運営費助成期間終了後も利用児童の送迎を継続し、必要な人材や経費を確保して善良な管理運営を行うこと。

4. 対象となる経費

- (1) 拠点利用者の日常の送迎を目的とする新車の送迎車両購入費
- (2) 対象経費

- ・車両本体(色は白、新車に限ります)
- ・カーラッピング※車両には、B&G財団が指定するラッピングを必ず行っていただきます。
- ・ドライブレコーダー
- ・バックモニター
- ・自動ブレーキシステム



両面に印刷。ラッピングデータは別途お送りします。

- ・サイドバイザー
- ・フロアマット
- ・法定費用
- ・任意自動車保険
- ・登録諸費用

5. 対象外経費(必要な理由がある場合は申請前に担当者にご相談ください)

- ・カーナビ
- ・スタッドレスタイヤ
- ・ETC 車載機
- ・その他アクセサリ等 B&G 財団が対象外と判断した費用

6. 助成金額

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 軽乗用車 | 最大 2,300,000 円/台 |
| (2) 乗車定員5人~6人の乗用車 | 最大3,000,000 円/台 |
| (3) 乗車定員7人~8人以上の乗用車 | 最大4,000,000 円/台 |

※上記以外を希望する場合および送迎エリアや送迎人数の関係で 2 台以上希望する場合は、担当までご相談ください。

7. 助成率

100%。但し、前記5の助成金額の限度を超える費用、および対象外のオプション代などは申請者の負担となります。

8. 申請について

(1) 募集期間

2023年10月31日(火)必着

※申請を希望する場合は、ラッピングデータを送付しますので、事前に担当に連絡ください。

(2) 申請方法

B&G財団地方創生部子ども支援課宛てに、次の申請書類を郵送してください。

- ① 車両購入費助成申請書(様式1) ※活用計画含む。
- ② 収支予算書(様式2)
- ③ 見積書
- ④ 車両に仕様がわかる資料(車両のカタログ、オプションカタログなど)

9. 助成金の支払い時期

B&G 財団からの助成金は、納車後に提出いただく、「完了報告書および支払請求書」の提出後に、支払われます。

10. 選考方法と結果の通知

稼働中の拠点は運営実績と申請資料に基づく選考、開設予定の拠点は運営計画と申請資料に基づく選考を行います。なお、申請に関して追加の説明・資料提供をお願いする場合があります。

申請内容に虚偽のある場合、自動車の購入手続きに不正のある場合には、助成の取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

11. その他

・選考結果のお知らせは、2024年3月以降となります。不採択の場合もありますので、ご承知おきください。

・車両による活動を地域の人に広く周知するために車両お披露目式等の実施をお願いします。

◆本事業に関する Q&A

(1) 助成制度や対象項目に関すること

質問	回答
事業の要件にある「生き抜く力」を育むためのプログラムとは、具体的にどのような活動ですか。	「自己肯定感」や「人や社会と関わる力」を育むことを目的とした体験活動や集団活動のほか、学習習慣を身に着けるための宿題支援、日常的に子どもと関わる中で、「寄り添い」や「共感」「承認」することなどを想定しています。また、子どもの特性や地域性等を考慮し、各居場所でも有効な実施内容を考案してください。また B&G 財団においても、他の居場所の事例を共有していきます。
開設事業と運営事業を同時に申請できますか。	可能です。例えば、10月から12月は施設の改修を行い、1月から3月までの運営を行う場合、開設事業と運営事業を同時に申請できます。ただし、今回募集する事業の終了日は、原則 2025年3月末までとなりますので、2025年3月末までに開設事業が終わらない場合は、開設事業のみを申請してください。
大がかりな改修は行わず、備品の購入のみの場合も開設事業として申請できますか。	可能です。ただし、備品・什器等購入総額が 500 万円未満の場合は、開設事業と運営事業の両方を申請するのではなく、運営事業の経費として備品・什器の購入を追加計上し、事業を一本化してください。
「放課後児童クラブ」の開設時間を拡張して実施する場合、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
国や県からの補助金、民間団体からの助成金を受けている事業において、開設時間の拡張等を行う場合、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。

<p>建築工事が遅れ、助成期間内（2024年度内）に工事完了が難しい場合、助成対象外となりますか。</p> <p>工事完了が2024年度内に間に合わない場合でも申請できますか。</p>	<p>事業開始及びB&G財団からの内示通知までが2024年度内であれば可能です。ただし、2024年度内に工事完了が間に合わない場合、運営事業は同時に申請することができません。</p>
<p>運営全般を社会福祉協議会やNPO等へ委託として展開することは可能ですか。</p>	<p>可能です。ただし、完了報告書（収支計算書）には、各経費の支出明細および証憑書類が必要となります。</p>
<p>事業実施に関して、団体への補助事業として展開することは可能ですか。</p>	<p>可能です。ただし、株式会社や営利型の一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。また、完了報告書（収支計算書）には、各経費の支出明細のご提出をしていただきます。</p>

(2) 助成対象経費に関すること

<p>拠点の利用児童を対象とした遊び場として庭などを整備する費用は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象です。活動や安全に資する外構・植栽工事は開設費の対象となります。</p>
<p>土地の取得・造成に要する費用は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象外です。</p>
<p>既存施設を解体・撤去し、新たに建築する場合、解体・撤去費用は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象外です。</p>
<p>例えば、子育て支援担当職員が、本事業を兼任する場合、当該職員の人件費は助成の対象ですか。</p>	<p>助成対象外です。 専任の場合は対象となります。</p>

(3) 建築工事に関すること

<p>モデルとなる居場所の設計事例や参考となる平面図等がありますか。</p>	<p>あります。食事空間も含めた設計事例「空間計画のためのハンドブック」があります。ご希望の方は、子ども支援課までご連絡ください。</p>
<p>居場所の建築工事を行う場合、入札は必要ですか。</p>	<p>必要です。入札方法・参加業者等は、各自治体の規定に準じて入札を行ってください。</p> <p>また、運営団体への補助事業として実施し、運営団体が主体となって業者の選定や契約等を行う場合は、各自治体が運営団体向けに発信する「補助金交付要綱」の中に、自治体の規定に従って諸手続きを行うことなどを明記し、適切に手続きを行うようにしてください。</p> <p>なお、「補助金交付要綱」について、内容を確認させていただくため、運営団体に発信する前に財団へご提出ください。</p>
<p>居場所の建築工事を行う場合、どのような手続き・提出書類が必要ですか。</p>	<p>建築工事に必要な手続き・提出書類は以下のとおりです。</p> <p>①工事入札結果通知書の提出</p>

	<p>入札方法・参加業者・落札者・落札価格等の提出</p> <p>②契約内容の変更届(変更がある場合)</p> <p>③工事施工届の提出 工事請負契約書等の提出</p> <p>④助成事業完了報告書の提出 工事着工届・工事完成届・検査調書等の提出</p> <p>詳細は、助成決定後に発行する「ガイドブック」をご参照ください。</p>
運営団体が建設工事に係る業者の選定や契約等を行う場合、居場所の建設工事に関して自治体による確認等は必要ですか。	必要です。自治体の規定に従って適正に諸手続きを行っているか、計画通りに工事が完了しているかなどを確認してください。
居場所の面積について、制限等がありますか。	居場所の延べ床面積は、最低 90 m ² としています。

■問い合わせ先

B&G 財団 地方創生部こども支援課

担当:玉手・竹谷・牧岡・鴻巣・美濃越

〒105-8480 東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35 森ビル 9 階

電話:03-6402-5311 / FAX:03-6402-5315

Eメール:kodomo@bgf.or.jp

(様式1)
 <発信番号>
 <発信日>

公益財団法人 B&G財団
 会長 前田 康吉 様

<都道府県 市区町村名>
 <市区町村長名 印>

「子ども第三の居場所」設置意思確認書

当<市・区・町・村>は下記の通り、「子ども第三の居場所」の設置を希望します。

展開モデル	□包括支援モデル (□3日・□4日・□5日)		
スケジュール	開設事業 (予定工期)		運営事業
	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日 ～ 開始
予算	当初 ・ 補正 (月)		当初 ・ 補正 (月)
主体 主幹部署もしくは団体名	自治体 ・ 補助団体 ()	自治体・委託団体・補助団体 ()	
協力部署・団体等			
設置場所	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	住所：		
	概要：		
	土地所有者： 建物所有者：		
申請の経緯			
自治体内の学校数	小学校：○校 、中学校：○校		
拠点利用の対象 となる学校区	小学校：○校 (小学校、 小学校、 小学校) 中学校：○校 (中学校、 中学校、 中学校) ※自治体内で限定する場合は、その理由		
支援対象とその母数 対象が重複しても構いません	<input type="checkbox"/> 生活保護受給 (名)		<input type="checkbox"/> 就学援助受給 (名)
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給 (名)		<input type="checkbox"/> 不登校 (名)
	<input type="checkbox"/> 発達障害 (名)		<input type="checkbox"/> ネグレクト家庭 (名)
	<input type="checkbox"/> その他 ※制度や理由、人数を具体的にお書きください		
車両助成について	<input type="checkbox"/> 車両助成を申請する (台) <input type="checkbox"/> 車両助成を申請しない 送迎人数 ○人 理由 ()		
助成終了後 (4年目以降) の運営費の財源			

担当部署・担当者役職・氏名	
郵便番号・住所	
電話	
メールアドレス	

記入例

(様式1)
 <発信番号>
 <発信日>

公益財団法人 B & G財団
 会長 前田 康吉 様

<都道府県 市区町村名>
 <市区町村長名 印>

「子ども第三の居場所」設置意思確認書

当<市・区・町・村>は下記の通り、「子ども第三の居場所」の設置を希望します。

展開モデル	<input checked="" type="checkbox"/> 包括支援モデル (<input type="checkbox"/> 3日・ <input type="checkbox"/> 4日・ <input checked="" type="checkbox"/> 5日)	
スケジュール	開設事業 (予定工期)	運営事業
	2024年6月1日～2025年3月31日	2025年4月1日 ～ 開始
予算	(当初)・補正 (月)	(当初)・補正 (月)
主体 <small>主幹部署もしくは団体名</small>	(自治体)・補助団体 ()	(自治体)委託団体・補助団体 ()
協力部署・団体等	学校教育課、介護福祉課、子ども支援課、NPO キッズキッズ	
設置場所	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築
	<input checked="" type="checkbox"/> 改築	
	住所：千葉県虎ノ門市弁天5-9	
	概要：小学校の統廃合で廃校した小学校（旧虎ノ門第二小学校）の空き教室を改修。	
	土地所有者：虎ノ門市 建物所有者：虎ノ門市	
申請の経緯	県からのメールで事業を知った。市でも課題を抱える子どもの居場所の設置を予定していたため今回申請した。	
自治体内の学校数	小学校：3校	
拠点利用の対象となる学校区	小学校：3校（虎ノ門小学校、神谷小学校、港小学校） ※市内全3校を対象とする。	
支援対象とその母数 <small>対象が重複しても構いません</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給 (1名)	<input checked="" type="checkbox"/> 就学援助受給 (20名)
	<input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当受給 (36名)	<input checked="" type="checkbox"/> 不登校 (20名)
	<input checked="" type="checkbox"/> 発達障害 (25名)	<input type="checkbox"/> ネグレクト家庭 (名)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※制度や理由、人数を具体的にお書きください 要保護対象対策地域協議会対象児童8名	
車両助成について	<input checked="" type="checkbox"/> 車両助成を申請する (1台) <input type="checkbox"/> 車両助成を申請しない 送迎人数 5人 理由 (神谷小学校が拠点から10キロ程度離れており車両での送迎が必要なため)	
助成終了後 (4年目以降) の運営費の財源	子どもの居場所づくり応援事業補助金、地域子供の未来応援交付金	

担当部署・担当者役職・氏名	子育て支援課・係長・虎ノ門花子
郵便番号・住所	000-000 千葉県虎ノ門市弁天1-1-1
電話	000-000-0000 (直通)
メールアドレス	s_inko@city.inko.lg.jp

(車両 様式1)

〇〇第 号

2024年 月 日

公益財団法人B&G財団

会長 前田 康吉 様

〇〇市町村

市町村長 〇〇 〇〇 印

2024年度「子ども第三の居場所」送迎車両購入費助成
助成申請書

標記の送迎車両購入について、下記のとおり助成を申請します。

記

1. 申請拠点： 〇〇市町村〇〇拠点
2. 車両購入計画

①車種 (乗車定員)	
②車両購入費総額	
③助成申請額	
④自己負担額	
⑤オプション装備 (本体価格+取付け費) と必要とする理由	
⑥納期見込み	

3. 購入する車両の利用計画

(1) 車両その1

①1ヵ月あたりの送迎利用者数	送迎利用者〇〇人/回×送迎回数〇〇回/月=送迎利用者〇〇人/月
②送迎範囲	
③車両購入により期待される効果	
④送迎以外の活用計画	

4. 拠点の車両所有・利用状況

現在、拠点(運営団体)で所有または利用している車両について記入してください。

①車種			
②初度登録年月			
③走行距離			
④来歴			

5. 連絡責任者

①所属	
②役職・氏名	
③資料送付先住所	
④連絡先電話	
⑤Eメール	

※添付書類

- (1) 車両購入、指定デザインカーラッピングに係る見積書等必要な経費がわかる資料
- (2) 入札時の公用車購入仕様書、入札資料、見積書、カーラッピングの施工仕様書、カタログなど車両の詳細・仕様・定価・オプション装備がわかる資料、価格表が別紙の場合は価格表
- (3) 現在、拠点（運営団体）で所有または利用している車両の車検証 写し

以上

記入例

(車両 様式1)
 ○○第 号
 2024年 月 日

公益財団法人B&G財団
 会長 前田 康吉 様

○○市町村
 市町村長 ○○ ○○ 印

2024年度「子ども第三の居場所」送迎車両購入費助成 助成申請書

標記の送迎車両購入について、下記のとおり助成を申請します。

記

1. 申請拠点： ○○市町村○○拠点
2. 車両購入計画

①車種 (乗車定員)	記入例：スズキ ソリオ ハイブリッドMZ 4WD CVT (5人乗り)
②車両購入費総額	車両購入の初期費用+カーラッピング代+車両のオプション装備の総額
③助成申請額	車種別に3区分の上限額、助成対象経費を設定。
④自己負担額	②車両購入費総額-③助成申請額を記載。
⑤オプション装備 (本体価格+取付け費)と必要とする理由	<p>記入例：全方位モニター付メモリーナビゲーション (187,000円) 理由：駐車時や狭い場所の運転で見えない場所の視界を確保できると共に、目的地まで経路案内ができるので、安全安心な運転のサポートとなるため。</p> <p>ドライブレコーダー前後方録画型 (92,620円) 理由：運転記録が残るので、ドライバーの安全運転への意識づけになると共に、万一の事故の際に証拠となり、安全な運行管理に寄与するため。</p> <p>※フロアマット、マッドガードなど購入時の標準的な装備、地域的条件によるパンク修理キットからスペアタイヤへの変更、寒冷地仕様については、この欄への記入は不要です。見積書・仕様書に記載してください。</p>
⑥納期見込み	<p>記入例：発注後○ヵ月で納車。</p> <p>※2025年3月末日までに納車・検品・代金支払いを完了し、B&G財団に完了報告書・助成金支払い請求書を提出する必要があります。</p>

3. 購入する車両の利用計画

①1ヵ月あたりの送迎	送迎利用者○○人/回×送迎回数○○回/月=送迎利用者○○人/
------------	--------------------------------

利用者数	月
②送迎範囲	記入例：市内全域。拠点近隣の学区内。拠点から行程〇〇Kmほどの範囲。
③車両購入により期待される効果	記入例：拠点は雪の降らない平野部にあるが、冬季に雪の降る山間部に15名ほどの利用対象者がいるので、小型で燃費の良い四輪駆動車を購入して送迎を行いたい。週10人×48週で年間約500人の利用増を見込む。
④送迎以外の活用計画	記入例：現在リース契約のハイエースで、利用者送迎や食材の購入・スタッフ移動を行っている。助成で車を購入できたら、リースを解約してこれらの業務にも活用したい。特に、利用者送迎で山間部にも関係先が広がるため、山間部との連携活動（栗拾い体験など）で活用できる。

4. 拠点の車両所有・利用状況

現在、拠点（運営団体）で所有または利用している車両について記入してください。

①車種	フィット	ハイエース	ハイゼットバン
②初度登録年月	令和4年5月	令和3年9月	平成21年6月
③走行距離	1.2万km	3.5万km	16.2万km
④来歴	B & G財団助成	3年間リース車両	市公用車

5. 連絡責任者

①所属	記入例：子ども政策部 子育て支援課
②役職・氏名	記入例：係長 ○○ ○○
③資料送付先住所	〒000-000 千葉県虎ノ門市弁天1-1-1 虎ノ門役所 西庁舎9階 子育て支援課
④連絡先電話	000-000-0000（直通）
⑤Eメール	s_inko@city.inko.lg.jp

※添付書類

- (1) 車両購入、指定デザインカーラッピングに係る見積書等必要な経費がわかる資料
- (2) 入札時の公用車購入仕様書、入札資料、見積書、カーラッピングの施工仕様書、カタログなど車両の詳細・仕様・定価・オプション装備がわかる資料、価格表が別紙の場合は価格表
- (3) 現在、拠点（運営団体）で所有または利用している車両の車検証 写し

以上